

1 訪問系サービス

各訪問系サービスを提供している事業所については、下記 URL または二次元コードから、県公式ホームページ『あなたの街で利用可能な事業所リスト(指定事業者)』を開き、「2. 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援)」を閲覧してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html



(1)居宅介護(ホームヘルプ)

居宅介護(ホームヘルプ)は、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(2)重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする障害者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供するサービスです。障害支援区分6の場合には、入院時におけるサービス提供も可能です。

(3)同行援護

同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を提供するサービスです。

(4)行動援護

行動援護は、知的障害又は精神障害によって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービスです。

(5)重度障害者包括支援

重度障害者包括支援は、常時介護を必要とする障害者等に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供するサービスです。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスを提供している事業所のうち、「生活介護」と「短期入所」を実施している事業所については、下記 URL または右記二次元コードから、県公式ホームページ『あなたの街で利用可能な事業所リスト(指定事業者)』を開き、「障害福祉サービス(県指定文)」の項目から「4. 生活介護」、「13. 短期入所」を閲覧してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html



(1)療養介護

療養介護は、主に昼間に病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を提供するサービスです。

利用者としては、医療的ケア、常時介護が必要であって、筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方、または筋ジストロフィー患者、重度心身障害者である障害支援区分5以上の方です。利用期間の制限はありません。

No	事業所名	所在地	定数	TEL	FAX	設置者
1	国立病院機構 宇都宮病院	329-1193 宇都宮市下岡本2160	100	(028) 673-2111	(028) 673-6148	独立行政法人 国立病院機構宇都宮病院
2	あしかがの森 足利病院	326-0011 足利市大沼田町615	194	(0284) 91-0611	(0284) 91-2867	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者) を守る会
3	星風会病院 星風院	328-0004 栃木市田村町925-2	60	(0284) 91-0611	(0284) 91-2867	社会福祉法人 星風会
4	なす療育園	324-0011 大田原市北金丸2600-7	50	(0287) 36-1058	(0287) 37-5799	社会福祉法人 邦友会

※いずれの事業所も医療型障害児入所施設と一体的に運営しています。

(2)生活介護

生活介護は、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。利用者としては、常時介護が必要な方で、障害支援区分3(施設入所は障害支援区分4)以上、また50歳以上の障害者の場合には障害支援区分2(施設入所は障害支援区分3)以上の方が対象となっています。利用期間の制限はありません。

(3)短期入所

短期入所は、居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害者を障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。原則として、連続30日以内、年間180日以内の利用となります。

3 訓練系サービス

(1)自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)は、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練やコミュニケーション、家事等の訓練を実施するサービスです。

利用者としては、入所施設・病院を退所・退院して地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を必要とする方や、特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援を必要とする方が対象となっています。

原則として、利用期間は1年6ヶ月です。移行先は、一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターが考えられます。

事業所名	所在地	定員	TEL	FAX
地方独立行政法人 栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	100	(028) 673-2111	(028) 673-6148

(2)自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)は、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。サービスを提供している事業所については、下記 URL または右記二次元コードから、県公式ホームページ『あなたの街で利用可能な事業所リスト(指定事業者)』を開き、「障害福祉サービス(県指定文)」の項目から「6. 自立訓練(生活訓練)」を閲覧してください。



https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html

利用者としては、入所施設・病院を退所・退院して地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方や、特別支援学校を卒業した方又は継続した通院により症状が安定している方等で地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方が対象となっています。原則として、利用期間は2年間です。移行先は一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターが考えられます。

また、自立訓練(生活訓練)対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方を対象に、居室その他の設備を利用して家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う宿泊型自立訓練があります。ただし、現在、栃木県内には、宿泊型自立訓練を実施している事業所はありません。

県関係機関ガイダンス⑦

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター(駒生園)

障害者自立訓練センターは、障害者総合支援法に基づく障害者(主に身体障害者〔肢体不自由〕や高次脳機能障害)の地域生活移行を目指した指定障害者支援施設です。入所または通所により、それぞれの方に合った訓練を行うことで「生活能力」と「社会性」の向上を図り、地域生活移行や様々な形での社会参加を支援しています。対象は18歳以上の方です。

《サービス内容及び定員》

(1)自立訓練及び施設入所について

障害者手帳を所持するか高次脳機能障害の診断を受けた方が対象。

施設利用期間は原則1年。

○自立訓練(機能訓練)【20名】

○自立訓練(生活訓練)【10名】

○施設入所支援【20名】

※通所による自立訓練が困難な方が利用できます。

(2)一時的な施設利用について

○短期入所【4名】

※利用期間は1回7日以内

□地方独立行政法人

栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター(所管:施設部自立支援課)

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 TEL.028-623-6310 FAX.028-623-6325

